

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月17日
【事業年度】	第27期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	日油技研工業株式会社
【英訳名】	NICHIYU GIKEN KOGYO COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 大四郎
【本店の所在の場所】	埼玉県川越市の場新町21番地2
【電話番号】	049(231)2103(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大嶋 久志
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川越市の場新町21番地2
【電話番号】	049(231)2103(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 大嶋 久志
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出した第27期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しています。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(2)＜省略＞

（訂正後）

(1)～(2)＜省略＞

(3) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる旨定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役（取締役および監査役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めています。これは取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(4) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。